

16 ジェンダー 平等推進

ジェンダー平等推進本部は政策立案、女性候補支援、ハラスメント防止対策等、党のあらゆる分野で「ジェンダー平等」を軸とした「ジェンダー主流化」を進めることを目標に活動した。

コロナ禍の女性支援

203回臨時国会で「コロナ禍の女性たちとつながる」をテーマに、コロナ禍でより厳しい状況に置かれている女性たちの実情について、支援団体や当事者などからのヒアリングをつながる本部と合同で行った。以後、ジェンダー平等推進本部での勉強会を重ね、新型コロナウイルス対策にジェンダー平等の視点を取り入れ、①きめ細やかな支援や給付、②暴力にさらされず、安全に暮らし、平等に働ける社会、③一人ひとりの尊厳が守られ、権利と自由が保障される社会—の実現に向けて取り組むとした「コロナ禍の女性支援」ピラを作成し、女性自治体議員による女性相談会を開催した。

DV対策の強化

2019年の改正児童福祉法に野党の提案で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)改正についての検討条項が盛り込まれたことを受け、2021年3月、内閣府の専門調査会で「DV対策の今後のあり方」が公表された。立憲民主党でも、①精神的暴力も保護の対象とする等DV防止・被害者保護の強化、②被害者と子に対する支援の強化、③加害者更生施策の充実、等を盛り込んだDV防止法の改正を目指し、検討を進めた。

また、DV被害者の住所を加害者等に知られないようにするための住民基本台帳の閲覧制限等の



2020.10.27
ジェンダー平等推進本部・つながる本部合同会議
「コロナ禍の女性たちとつながる」を開催

措置に関し、被害者に負担があること等から、毎年の更新を不要とすることや自治体での被害者の情報漏洩対策の徹底を図るよう、総務省に申し入れた。

困難を抱える女性支援法案の検討

困難を抱える女性支援法検討ワーキングチームは、多様化する女性支援にきめ細かく対応するため、法制化に向けた勉強会を重ねた。

養育費の確保

ひとり親など支援ワーキングチームは、ひとり親当事者でつくる自治体議員ネットワークからヒアリングを行ったほか、法務部会と合同で、養育費支払確保法案を検討した。検討に当たっては、非監護親による養育費を受け取ることは子の正当な権利であると考え、父母間の簡便な取り決めに促進するとともに、養育費の立て替え払い制度といった父母の事情に左右されずに子が扶養義務の履行による利益を実質的に享受できることに主眼を置き、制度の検討を進めた。

政治分野におけるハラスメント対策

204回通常国会で議員立法「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立し、セクハラやマタハラ対策が盛り込まれた。(詳細p.41)

ジェンダー平等推進本部では、「ハラスメントのない選挙・政治の実現」を目指し、パワハラ、セクハラ、票ハラ、SOGIハラ、ジェンダーハラスメントについて解説した「ハラスメント防止対策ハンドブック」をハラスメント防止対策委員会と共同で製作した。